

国民経済計算体系的整備部会におけるタスクフォースの設置について（案）

平成 30 年 3 月 22 日
国民経済計算体系的整備部会

国民経済計算体系的整備部会（以下、「部会」という。）の下に、個別の課題に関して効率的に審議を進めるために部会が必要と認める場合には、タスクフォース（以下「TF」という。）を設置することができるものとする。国民経済計算体系的整備部会部会長（以下、「部会長」という。）は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中からTFの座長、座長代理その他の構成員を指名する。TFの座長は、TF構成員以外の委員、臨時委員及び専門委員に加え、議事に関係する者の参加を求めることができる。